

News Release

令和4年4月実施の仕組改訂等について
～「認知症共済」と「農業者賠償責任共済」を新設！～
建物更生共済は「契約事前受付制度」を導入！加入時の利便性が向上します

JA共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、令和4年4月1日から、組合員・利用者の皆さまのニーズに即した保障提供を実現するため、生命総合共済・建物更生共済・賠償責任共済の仕組改訂等を行います。

主な仕組改訂等は以下のとおりです。

1. 生命総合共済の仕組改訂等（認知症共済の新設）

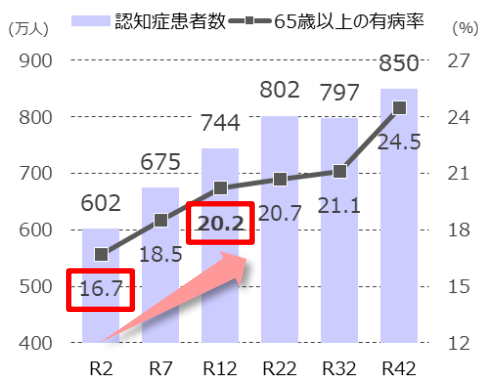
（1）仕組改訂の背景／趣旨

認知症患者は増加傾向にあり、認知症に対する備えの必要性が高まっています。

また、認知症の予防は、認知症の前段階である「軽度認知障害（MCI）」の段階で早期発見し、対応することが重要とされています。

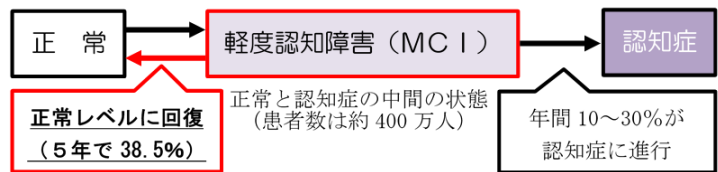
このような背景を踏まえ、認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする「認知症共済」を新設します。

<65歳以上の認知症患者の推計>



令和2年時点で65歳以上の約6人に1人、10年後（令和12年時点）には65歳以上の約5人に1人が認知症を発症と推計

<軽度認知障害（MCI）のイメージ・概要>



軽度認知障害（MCI）について

- ✓ 正常と認知症の中間の状態。
- ✓ 物忘れはあるが、日常生活に支障がない。
- ✓ 年間10～30%が認知症に進行する。（正常な方からは年間1～2%が認知症発症）
- ✓ 一方、正常なレベルに回復する人もいる。（5年後に38.5%が正常化したという報告あり）

※ 厚生労働省老健局「認知症施策の総合的な推進について（参考資料）」（令和元年6月20日）より作成

※ 内閣府「平成29年版高齢社会白書」より作成

(2) 保障内容

いつまでもわたしらしく

認知症共済の特長

① 認知症に対する備えとして合理的な保障内容！

経済的負担の大きい認知症を伴う介護状態を中心に保障するため、「所定の器質性認知症の診断確定」および「要介護1以上の認定中」を満たした場合に共済金を受け取れる合理的な保障内容です。

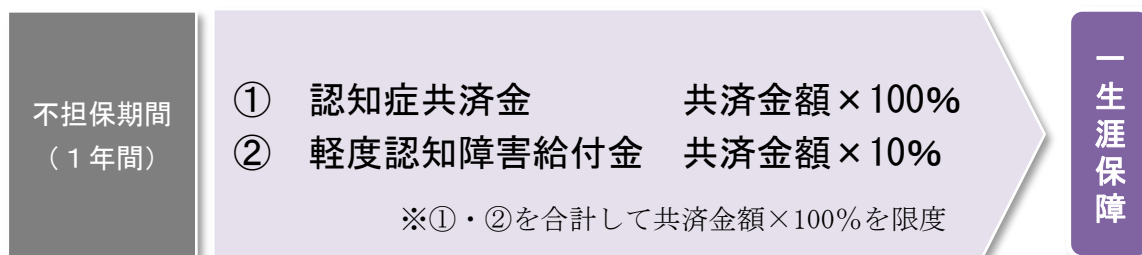
② 認知症はもちろん、認知症の前段階である「軽度認知障害」まで保障！

「所定の軽度認知障害の診断確定」がされた場合に、共済金額の10%をお支払いすることで、軽度認知障害の早期発見・早期対応を後押しします。

③ 簡単な告知でご加入いただきやすい！

認知症に特化した保障内容であることを踏まえて、簡単な告知でご加入いただけるようになっています。

<仕組イメージ図>



<保障内容（共済金）の概要>

共済金の種類	支払事由 ^{※1※2}	共済金の額
① 認知症共済金	次のいずれにも該当したこと ・ 所定の器質性認知症の診断確定 ・ 公的介護保険制度における要介護1以上の認定中	共済金額×100% ^{※3}
② 軽度認知障害給付金	次のいずれかに該当したこと ・ 所定の軽度認知障害の診断確定 ・ 所定の器質性認知症の診断確定 (①が支払われる場合を除きます。)	共済金額×10% ^{※4}

※1 認知症共済金と軽度認知障害給付金にかかる保障については、責任開始日から1年間の不担保期間があります。

※2 認知症共済には、死亡保障・解約返れい金はありません。

※3 軽度認知障害給付金をお支払いした後に、認知症共済金をお支払いする場合は、認知症共済金の額は「共済金額×90%」とします。

※4 軽度認知障害給付金は、共済期間を通じて1回のみお支払いします。

(3) 取扱条件

加入年齢	40歳～75歳
共済期間	終身
共済金額	50万円～1,000万円（10万円単位）
付加できる特約	共済金年金支払特約、指定代理請求特約

※ 認知症共済にご加入の際には、指定代理請求特約を必ず付加していただきます。指定代理請求特約を付加していただくことで、被共済者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。

(4) 共済掛金例

加入年齢：40歳

共済金額：500万円

共済掛金払込終了年齢：99歳

月払い、口座振替扱い

男性	女性
3,864円	5,239円

(5) 認知症・MCIの予防等に資するサービスの展開

認知症共済の新設にあわせ、組合員・利用者・地域住民の皆さまの健康増進を総合的にサポートする「JA共済 げんきなカラダプロジェクト」に、認知症共済の契約者を対象とした脳トレや運動トレーニング、MCIスクリーニング検査など、認知症・軽度認知障害（MCI）の予防・早期発見に資するサービスを追加します。



また、発症後における共済金の活用も想定し、見守りサービスなど本人・ご家族のサポートに資するサービスも追加します。

なお、令和4年3月15日から、JA共済アプリをご利用のすべての方を対象に、「JA共済の脳年齢チェック」の提供を開始しています（無料）。

※ 「JA共済 げんきなカラダプロジェクト」のサービス追加の詳細は、3月下旬に別途、ニュースリリースを実施する予定です。

2. 農業者賠償責任共済「ファーマスト」の新設



(1) 仕組改訂の背景／趣旨

J A 共済では、農業保障への取組み強化の一環として、農業者賠償責任共済「ファーマスト」を新設します。

農業においては、「生産」から「出荷・販売後」までに様々な賠償リスクが想定されますが、農業者賠償責任共済では、農業者の方に共通する様々な賠償リスクについて、一体的に保障します。

なお、農業者賠償責任共済の新設に伴い、保障が重複する既存の仕組み（「農家包括賠償責任担保特約付個人賠償責任共済」および「一般賠償責任担保特約付賠償責任共済（対象施設：観光農園）」）については、新規契約の引受けを中止します。

(2) 保障内容



の特長

① 農業者に共通の賠償リスクを一体的に保障！

農産物等の「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に共通の賠償リスクを一体的に保障し、農業者の方にとってわかりやすい保障内容となっています。

② 3つのプランからの選択制でわかりやすい！

保障金額は、共済期間中の「支払限度額」とし、「3,000万円コース」、「5,000万円コース」、「1億円コース」の3つのプランからからの選択できます。

③ 自動継続で手間いらず！

全ての契約で自動継続制度を導入し、継続手続きにかかるにかかる手間はかかりません。

<保障内容（共済金）の概要>

共済金の種類	支払事由 ^{※1}	支払限度額
①施設賠償	農地や農業施設の管理上の不備や欠陥または農業の遂行に起因して、他人を死傷または他人の財物に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負った場合	3,000万円、5,000万円、1億円から選択 ^{※2}
②生産物賠償	生産物が他人に引き渡された後、その生産物に起因して、他人を死傷または他人の財物に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負った場合	
③保管物賠償	農業に関して管理または使用する他人の財物に損害が生じたことにより、損害賠償責任を負った場合	上記の額×10%
④生産物回収費用	生産物に異物の混入等が生じたことに起因して他人を死傷させた場合や、生産物から基準値を超える農薬の残留が発見された場合 ^{※3}	300万円 ^{※4}

※1 すべて日本国内で発生した事故に限ります。

※2 共済期間中に支払う施設賠償と生産物賠償の合計額となります。

※3 生産物の回収等費用や信頼度を回復させるための広告宣伝活動等費用をお支払いします。

※4 300万円のうち、広告宣伝活動等費用は75万円までとなります。

<保障範囲のイメージ>



(3) 取扱条件

記名	農地を所有または管理する個人、団体（法人含む）
被共済者	※ 団体（法人含む）には一定の条件があります。
被共済者	① 記名被共済者、② ①の農業に従事中の者、③ ①、②の監督義務者等
共済期間	1年
自動継続	あり

(4) 共済掛金例

共済掛金は、農地面積と支払限度額によって決定されます。

農地面積区分(抜粋)	支払限度額		
	3,000万円 コース	5,000万円 コース	1億円 コース
0.5ha 未満	5,760円	6,500円	8,050円
1ha 以上 2ha 未満	8,390円	9,470円	11,730円
4ha 以上 20ha 未満	18,610円	21,010円	26,010円

3. 建物更生共済の「契約事前受付制度」の新設

(1) 背景／趣旨

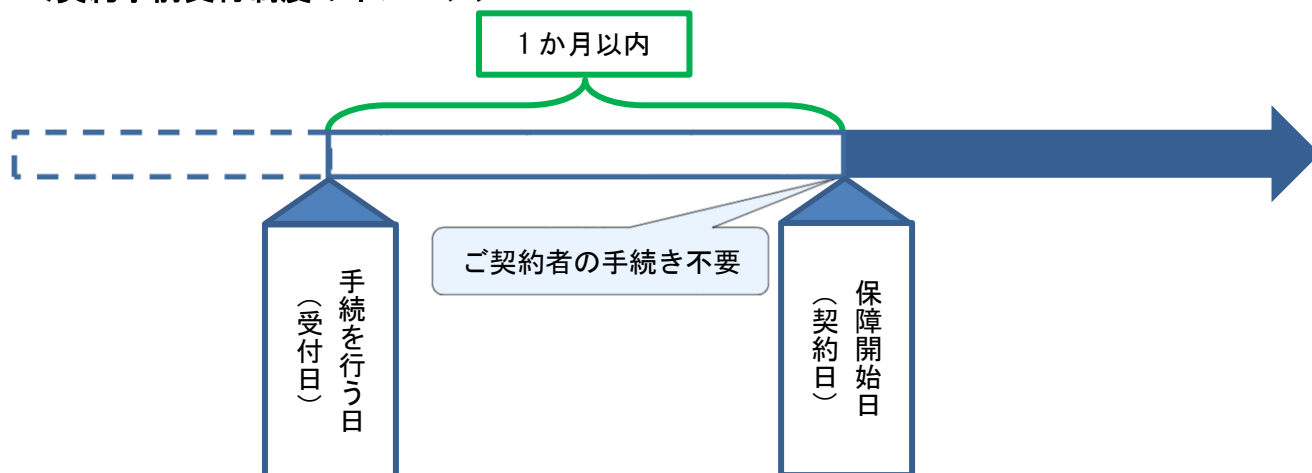
現在、建物更生共済は、契約の手続きを行った日が保障開始日となっており、住宅ローンの申込みと同時に建物更生共済の契約手続きができないなどのケースが発生していました。

このような背景を踏まえ、「保障開始日」前に契約の受付を可能とする「契約事前受付制度」を新設し、ご加入時の利便性の向上を図ります。

(2) 概要

ご希望の保障開始日の1か月前から事前に契約を受け付けることが可能となります。なお、契約事前受付制度を活用する場合、事前に指定した契約日から保障が開始します。

<契約事前受付制度のイメージ>



以 上